

杉江大輔社会保険労務士事務所

一般事業主行動計画

男女共に職員が長く勤続するため、職員の仕事と子育ての両立を図ることを目指し、それぞれの職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する

1. 計画期間 令和3年11月1日 ～ 令和5年10月31日

2. 課題

有給の取得率の向上

3. 目標の取組み内容・実施時期

目標 1：年次有給休暇取得の促進ため、取得実績を基に、職員と取得の目標日数を設定し、全体で有給の取得率 50%を目指す（女性活躍推進法、次世代法共通）

<実施時期・取組内容>

- 令和3年11月～ 目標に向けて、職員と目標に対する課題・改善策を検討する
- 令和3年12月～ 職員ごとに取得目標を設定する
- 令和4年1月～ 3カ月ごとに取得状況について確認して、取得を促す
- 令和4年6月～ 取得状況の振り返りを行い、目標達成に向けた計画を検討する

4. 情報の公表について

- ① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
 - ・労働者に占める女性労働者の割合：50%